

## 『ワクチンの大切さ』



ロータリー財団 平和のための大口寄付推進計画委員会リエゾン管理委員 姫路 RC 三木 明 氏より 2018-20 年度同期理事でポーランドの Piotr Wygnanczuk 氏のウクライナからの難民を迎え、様々な支援を行っておられる事に対して、ウクライナにおける人道的危機に対応するために救援活動支援の資金への支援のお願いが来ておりますので会員の皆様にご寄付をお願いしました。

一部メディアが、避難民の一人が愛犬の係留期間中の管理費用を賄えず、動物検疫所から代行費用が負担できないのであれば殺処分になるという趣旨のメールを受け取ったと報じたため、農林水産省は「そうしたメールは発信していない」と否定、18 日、ロシアによるウクライナ侵攻を受けて来日した避難民が連れてきた犬について、狂犬病予防法に基づく防疫体制を一部見直し、特例措置を適用し、ウクライナ政府の現状を踏まえ、必要な出国地政府発行の防疫書類がなくても、予防状態を確認後に条件付きで動物検疫所での係留措置を短縮すると発表しました。

同省によると、3 月 26 日～4 月 9 日の間に 4 件 5 頭の犬が入国したが、政府発行書類がないなどの理由で動物検疫所に係留中です。

犬の場合、狂犬病ワクチンの 2 回接種とその後の抗体検査から 180 日以上待機、マイクロチップでの個体識別が必要で、待機期間が 180 日に満たない場合は、不足する日数だけ動物検疫所で係留され、この間の餌代や管理費用は所有者(飼い主)の負担が義務付けられます。

日本は、野犬狩りなどで飼い犬までも殺処分をしたなど罪もない動物達の犠牲のお陰で昭和 32 年に狂犬病を撲滅した清浄国です。狂犬病を発生していない国は、現在、英国(グレートブリテン及び北アイルランド)、アイスランド、アイルランド、スウェーデン、ノルウェー、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイ諸島、フィジー諸島、グアムです。

狂犬病ウイルスに感染している動物(イヌ、ネコ、キツネ、コウモリ等)に咬まれたり、傷口を舐められたりすることにより唾液を介して感染します。体内に侵入したウイルスは、神経を介して脳等の中枢神経に達し増殖し症状が発現します。ヒトからヒトへの感染はありません。潜伏期間は、咬まれた場所等によって異なり、傷口が脳に近い部位ほど潜伏期間が短いと言われておりますが、通常は 1～3 ヶ月です。

症状は、発熱、頭痛、全身倦怠、嘔吐等の不定症状から、水を見ると首の筋肉の痙攣(恐水症)、冷たい風にも同様の痙攣(恐風症)、嚥下困難等が出現し、昏睡・呼吸困難となり死に至ります。

狂犬病は感染し発症すると 100%死亡する危険な疾患です。近年、核家族や少子高齢化等でペットを飼育する家庭が多くなっていますが、イヌに対する予防注射接種率が低下する傾向にあります。特に、イヌが小型化し、屋内での飼育となっているため、登録及び予防接種を行わない飼育者が多くなっています。現在、イヌに行っている予防接種は、ヒトへの感染を予防するための方法です。この極めて恐ろしい狂犬病の発生を予防するためにも、年 1 回の予防接種は飼主の社会的責務です。

統計でみると、平成 26 年度山形県内の登録犬に対する予防注射接種率は 92.9%ですが、実際に飼育されているであろうイヌに対する接種率は 40%に満たないものと推定されます。国内での流行を防ぐために国が掲げる接種率(WHOで定める感染防御に必要な免疫集団)70%にはほど遠いものとなっているのが現状ですので、狂犬病に対する正しい認識が必要です。

日本では、法に基づいてイヌに対し予防接種を行っておりますので、今のところ狂犬病に感染する危険はありません。しかし、最近、物流が広範囲になっており、ウイルス保有動物の侵入等により、狂犬病が何時侵入してくるか分からない状況にあります。こうしたことから、国内流行を防ぐために、イヌの免疫力を高めておく必要があります。

ポリオであれ、コロナであれ、集団免疫を獲得することが人類を守ることに繋がると思います。